

後期高齢者医療

人間ドック健診費用助成の申請はお済みですか？

費用助成を受けるには申請が必要です。
4月1日(月)までに忘れずに申請してください。

●助成対象となる人間ドックの健診期間
 令和5年4月1日(出)～令和6年3月31日(日)

- ☑ 次のいずれにも該当する人
- 人間ドック健診日において新潟県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、燕市内に住所を有する人
 - 後期高齢者医療保険料を滞納していない人
 - 市の健康診査を受けていない人

■助成金額・支給回数
 人間ドック健診に係る費用のうち1万円を限度とし、1年度につき1回限り

- 申請に必要なもの
- 1 人間ドック健診の「領収書」の原本（受診者氏名、受診年月日、健診費用額、医療機関名などのわかるもの）
 - 2 健診結果（コピー可）
 - 3 助成金の「振込先口座のわかるもの（預金通帳など）」
 - 4 印鑑（シャチハタ以外の認印）
 - 5 後期高齢者医療被保険者証
 - 6 助成金支給「申請書」「請求書」および健診結果提出の「同意書」（様式は申請場所に備えてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます）

※健診結果がお手元に届いてから申請してください。申請期限までに結果が届かない場合はご相談ください。

■申請場所・問合せ
 保険年金課 年金医療係(市役所1階12番窓口)
 ☎ 0256・77・8133

新しく【つばめ商工会】がスタートします！

4月1日(月)に吉田商工会と分水商工会は、合併して**つばめ商工会**となります。名称は変わりますが、事務所の所在地は変更ありませんので、従来どおりご利用いただけます。

つばめ商工会 吉田本所(旧吉田商工会)
 〇 燕市吉田東栄町14-12 ☎ 0256・93・2609
つばめ商工会 分水支所(旧分水商工会)
 〇 燕市上諏訪9-6 ☎ 0256・97・2181

善意をありがとうございます

- 株式会社 第四北越銀行
 災害対策費に50万円
 - 株式会社 大光銀行
 災害対策費に10万円
 - 下中野経信会
 災害対策費に11万3,853円
 - 株式会社 新印青果西部卸売市場・新潟中央青果株式会社
 障がい者施設、介護施設に宝船1艘、みかん50箱、さつまいも50箱
 - ハッピー保育園グループ
 市内児童福祉施設に図書カード1,000円カード100枚、500円カード40枚
- 順不同



新潟県の最低賃金が改正されました！パートも！学生アルバイトも！

最低賃金の区分	時間額	効力発生日
新潟県最低賃金 (新潟県で働くすべての労働者に適用されます)	931円	令和5年10月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,005円	令和5年12月27日
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	997円	令和5年12月20日
各種商品小売業	932円	令和5年12月30日
	新潟県最低賃金額が、各種商品小売業特定最低賃金額を上回ったため、令和5年10月1日から同年12月29日までは最低賃金額の 931円 が適用されます。	

〇 新潟労働局賃金室 ☎ 025・288・3504
 または最寄りの労働基準監督署まで

コミュニティ助成で活動の充実と地域活性化！

「コミュニティ助成事業」は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施するもので、地域社会の健全な発展と社会福祉に寄与するための事業です。

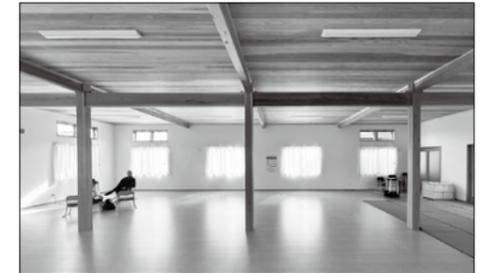
「西燕町行政区」は、地域活動の拠点となる西燕町公会堂を建設しました。今後もさらなる地域活動の充実が期待できます。



〇 地域振興課 協働推進係 ☎ 0256・77・8361



▲建設した西燕町公会堂



▲内装

年度末・年度始めの市役所窓口時間延長

市民課(パスポートセンターを含む)、保険年金課、健康づくり課、子ども未来課、子育て応援課、収納課の窓口業務を、下記の日程で延長します。

- 実施期間
 3月27日(水)・28日(木)・4月1日(月)・2日(火)
- 延長時間
 午後7時30分まで
- 取扱業務

住民票、戸籍謄・抄本など各種証明書の発行、印鑑登録および証明
戸籍・転入・転出などの各種届出と、それに伴う国民年金・国保などの届出、子ども医療費、児童手当の申請など各種手続き
マイナンバーカードの申請・交付・電子証明書の更新(※午後7時まで)
納税(電話による納税相談等は不可)
パスポートの交付 ※申請受付は行いません。

- 問合せ
- 市民課 ☎ 0256・77・8128
- 保険年金課 ☎ 0256・77・8132
- 健康づくり課 ☎ 0256・77・8182
- 子ども未来課 ☎ 0256・77・8222
- 子育て応援課 ☎ 0256・77・8186
- 収納課 ☎ 0256・77・8152

廃車・名義変更の手続きは3月中に

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在のバイク・軽自動車・農耕車などの所有者や使用者に1年分が課税されます。

- 廃車や譲渡、盗難などにより車両を所有していても、手続きをしないと課税されます。
- 所有者(納税義務者)が死亡した場合は名義変更するか、使用しない車両であれば廃車手続きを行ってください。

※3月中に廃車・名義変更の手続きをしてください。業者に車両を引き渡しても手続きが4月2日(火)以降に行われた場合、軽自動車税(種別割)が課税されます。業者に手続きを依頼した場合は、4月1日(月)までに手続きが完了するか確認してください。

車種	ナンバー	手続き場所
軽自動車(三輪・四輪)	新潟	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 (新潟市江南区亀田早通 字川根2940) ☎ 050・3816・1850
軽二輪自動車(125cc超～250cc以下)	1 新潟	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 (新潟市中央区東出来島 14-26) ☎ 050・5540・2040
二輪小型自動車(250cc超)	新潟	税務課 市民税2係 (市役所2階8番窓口) ☎ 0256・77・8144 ※廃車の際にナンバープレートを持参できない場合は、弁償金200円がかかります。
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕車・フォークリフトなど)	燕市(吉田町) (分水町)	税務課 市民税2係 (市役所2階8番窓口) ☎ 0256・77・8144 ※廃車の際にナンバープレートを持参できない場合は、弁償金200円がかかります。

〇 税務課 市民税2係 ☎ 0256・77・8144